

志木市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

新					旧				
別表第9（第2条関係） 都市の低炭素化の促進に関する法律関係 (単位 円)					別表第9（第2条関係） 都市の低炭素化の促進に関する法律関係 (単位 円)				
事務の種類	名称	単位	金額	備考	事務の種類	名称	単位	金額	備考
(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1件	次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額（ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア及びイに定める額の合計額） ア 低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (ア)・(イ) 略 (ウ) 住宅用途を含む建築物（住戸部分を		(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1件	次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額（ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア及びイに定める額の合計額） ア 低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (ア)・(イ) 略 (ウ) 住宅用途を含む建築物（住戸部分を	

除く。)及び非住宅
建築物 a又はb
に掲げる額

a 10,000

床面積(建築物に
係るエネルギーの
使用の合理化の一
層の促進その他の
建築物の低炭素化
の促進のために誘
導すべき基準(平
成24年経済産業
省・国土交通省・
環境省告示第11
9号。イ(ウ)におい
て「基準」という。)
Iの第2の2の2
-3(2)ロの規定
により設計一次エ
ネルギー消費量を
算定した建築物に
ついては共同住宅
の共用部分の床面
積を除く。b及び
第3号ア(ウ)にお
いて同じ。)の合
計(申請に係る住

除く。)及び非住宅
建築物 a又はb
に掲げる額

a 10,000

床面積の合計(申
請に係る住戸を含
む1の建築物の別
表第7第1号備考
の欄に規定する床
面積の合計をい
う。以下この表に
おいて同じ。)が
300平方メート
ル以内のもの

			戸を含む1の建築物の別表第7第1号備考の欄に規定する床面積の合計をいう。以下この表において同じ。)が300平方メートル以内のもの
		b 略 イ ア以外の場合 (ア)・(イ) 略 (ウ) 共同住宅(基準Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。第3号イ(ウ)において同じ。)の共用部分 111,000 (エ)・(オ) 略	
(2)～(4) 略			

別表第10 (第2条関係)
 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係
 (単位 円)

		b 略 イ ア以外の場合 (ア)・(イ) 略 (ウ) 共同住宅の共用部分 111,000 (エ)・(オ) 略	
(2)～(4) 略			

別表第10 (第2条関係)
 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係
 (単位 円)

事務の種類	名称	単位	金額	備考
(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1件	1の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 ア 法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (ア) 略 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 a又はbに掲げる額 a 11,000	床面積（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消

事務の種類	名称	単位	金額	備考
(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1件	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (ア) 略 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 a又はbに掲げる額 a 11,000	床面積の合計が300平方メートル未満のもの

費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。
b、第1号イ(イ)、第3号ア(イ)及びイ(イ)並びに第5号ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)において同じ。)の合計(申請に係る住戸を含む1の建築物の別表第7第1号備考の欄に規定する床面積の合計をいう。以下この号、第3号及び第5号において同じ。)が300平方メートル未満のもの

b 略
(ウ) 略

イ ア以外の場合で、省令

b 略
(ウ) 略

イ ア以外の場合で、建築

			第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの (ア)・(イ) 略 ウ・エ 略
(2) 略			
(3) 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請手数料	1件	1の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、第1号に定める額とする。 ア～エ 略
(4) 略			
(5) 法第36条第1項の規定に基づく建築物	建築物エネルギー消費	1件	次に掲げる額を合算して得た金額 ア・イ 略

			物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。)第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの (ア)・(イ) 略 ウ・エ 略
(2) 略			
(3) 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請手数料	1件	次に掲げる額を合算して得た金額 ア～エ 略
(4) 略			
(5) 法第36条第1項の規定に基づく建築物	建築物エネルギー消費	1件	次に掲げる額を合算して得た金額 ア・イ 略

物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査料	費性能認定申請手数料	ウ ア以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するもの (ア)・(イ) 略 エ・オ 略	物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査料	費性能認定申請手数料	ウ ア以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの (ア)・(イ) 略 エ・オ 略
---------------------------	------------	--	---------------------------	------------	--